

法定相続分の概要

【そもそも法定相続分とは？】

法定相続分とは、民法で定められた相続財産を分ける際の「ものさし」の事です。

但し、相続財産は、「ものさし」だけで分けるものではありません。

どのような「相続財産の分け方」をするのかという事とセットで考える必要があります。

また、「相続財産の分け方」の適用には、優先順位があります。

そこで、「相続財産の分け方」の優先順位と「ものさし」を組み合わせで説明します。

優先順位	「相続財産の分け方」	「ものさし」	注意点
1位	被相続人(亡くなられた方)が、遺言書で相続財産の分け方を指定。	出番がありません。 遺言書で指定された内容で決まります。	下記のような場合、遺言書が無効となる場合があります。 ・遺言書の内容が、遺留分を侵害している ・遺言書の書き方に不備がある
2位	遺産分割協議で相続財産の分け方を決めた。	参考にできるという程度で拘束されません。	遺産分割協議は、相続人全員で行わないと無効。
3位	上記に該当しない場合。 (争いになってしまった)	裁判所は、基本的に「ものさし」に従って判断する。	必ず「ものさし」に従うというわけではありませんが法定相続分「ものさし」に従う事がほとんどです。

関連情報の補足は次ページへ！

関連情報の補足

※法定相続人を決定するには、まず <1. 相続手続きの流れ> c. 誰が相続人かを調べる を参照下さい。
ここでは、少し複雑なケースについての補足をします。

★同時死亡の推定について

複数の人が死亡した場合に死亡時期の前後が不明な場合には、同時に死亡したと推定されます。

@民法第三十二条の二

例えば、父と子が同時に死亡したと推定された場合、父と子はお互いがお互いを相続しない事になります。

この場合、子の配偶者には、父（子の配偶者から見たら義父）の財産は一切相続されません。

もし、亡くなった子に子供（孫）がいる場合には、孫が代襲相続します。

★「再転相続」について

「相続人となった者」が熟慮期間内に相続の承認や放棄をする前に亡くなり、その地位を「**相続人となった者**」の相続人が引き継ぐ事です。

以下に簡単な例で説明します。

・まず、祖父が亡くなり父が相続人となったとします。

・ところが父は「相続の承認又は放棄をすべき期間（民法915条1項）」内に相続の承認や放棄をしないで亡くなりました。

・この場合、父の相続人が祖父も相続する事をいいます。（もちろん父の相続もします）

※代襲相続は、「**生きていれば相続人となるはずだった者**」の子が代わりに相続する事 であるのと区別が必要です。

★「嫡出子」と「非嫡出子」で異なる法定相続分

民法に嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分の二分の一との規定があります。

@民法第九百条四号

嫡出子とは、法律上の婚姻関係にある夫婦の間に生まれた子供です。

非嫡出子とは、法律上の婚姻関係にない男女の間に生まれた子供です。

★「父母の両方が同じ兄弟姉妹」と「父母の片方だけが同じ兄弟姉妹」で異なる法定相続分

民法に父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の二分の一との規定があります。

@民法第九百条四号